

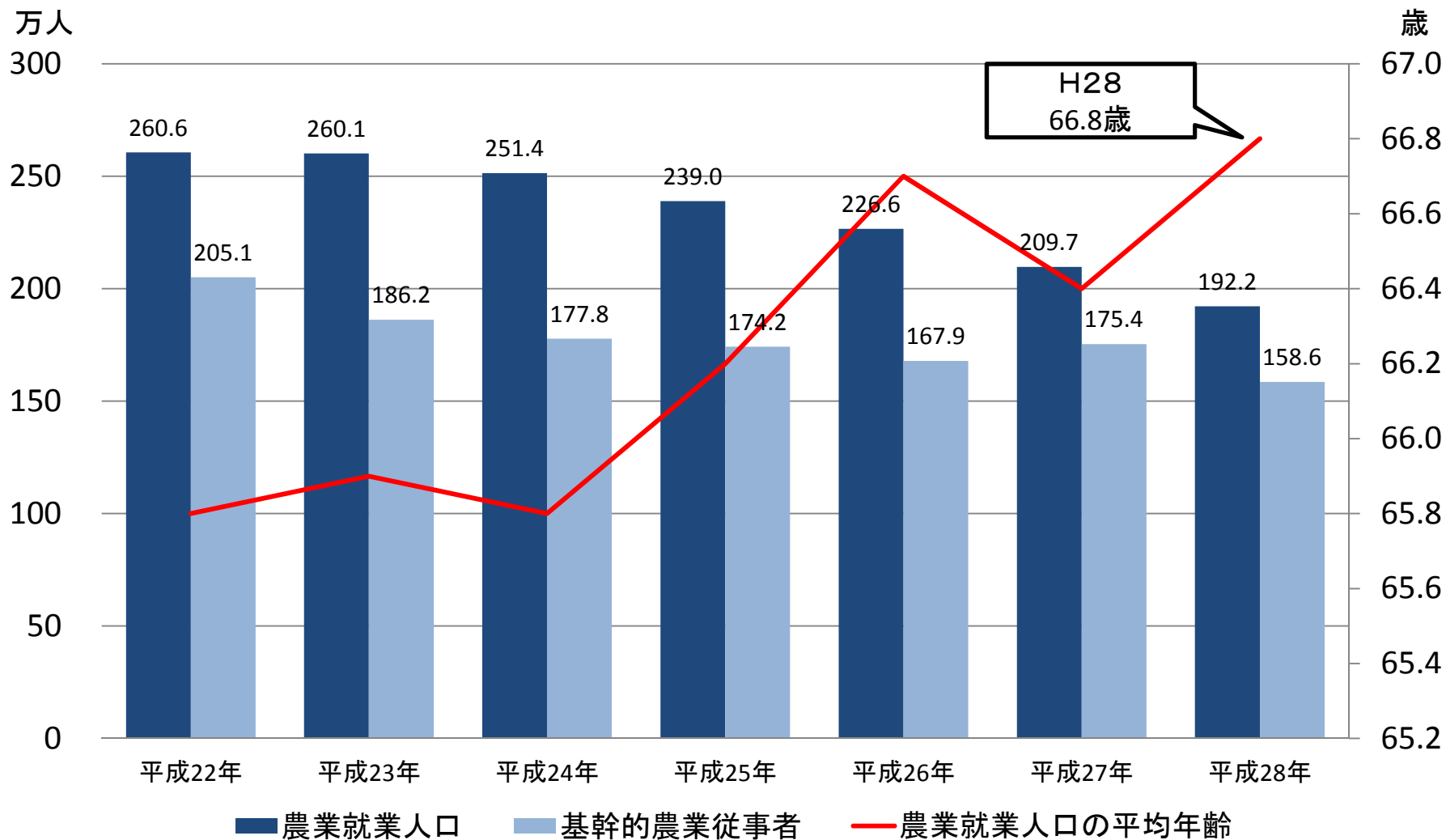
農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案
(担い手総合支援新法案)

今回の農業経営基盤強化促進法の改正

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. 新規就農に必要な資金の交付等 | ○ 就農支援資金を都道府県資金から日本政策金融公庫資金に変更して、本法に規定する予定 |
| 2. 農業経営の安定を図るための交付金の交付等 | ● 経営所得安定対策の見直しで対応するため、別の法体系で検討する必要 |
| 3. 農業の技術及び経営方法の習得、給付型奨学金の創設等 | ○ 青年就農給付金、農業の技術及び経営方法の習得の支援に関する規定を新設する予定 |
| 4. 農業経営に必要な農用地等の確保 | ○ 新規就農者に対する農地集積に関する規定を新設する予定 |
| 5. 集落営農組織の活動の促進 | ○ 集落営農の組織化と法人化の促進に関する規定を新設する予定 |
| 6. 円滑な経営移譲を促進するための農業者年金制度の見直し | ● 農業者年金制度については、後年度負担を伴うことから、慎重な検討が必要 |
| 7. 円滑な経営移譲を促進するための税制上の措置 | ● 既に相続税・贈与税の猶予制度等は措置済み |
| 8. 農地保有合理化法人の機能強化等 | ○ 農地中間管理機構に改組し、抜本的に拡充 |
| 9. 都市と農村の共生・対流の促進 | ● 人・農地問題との関係は希薄であり、別の法体系で検討する必要 |
| 10. 農業協同組合等による農用地の確保の支援、雇用の機会の提供 | ● 農協の業務は農協法で規定済み |
| 11. 関係機関等の連携協力 | ○ 今回規定する予定 |
| 12. 都市計画制度等について、農用地の確保及び有効利用等の観点から見直し | ● 都市計画法については、国土交通省所管であり、別途調整が必要 |

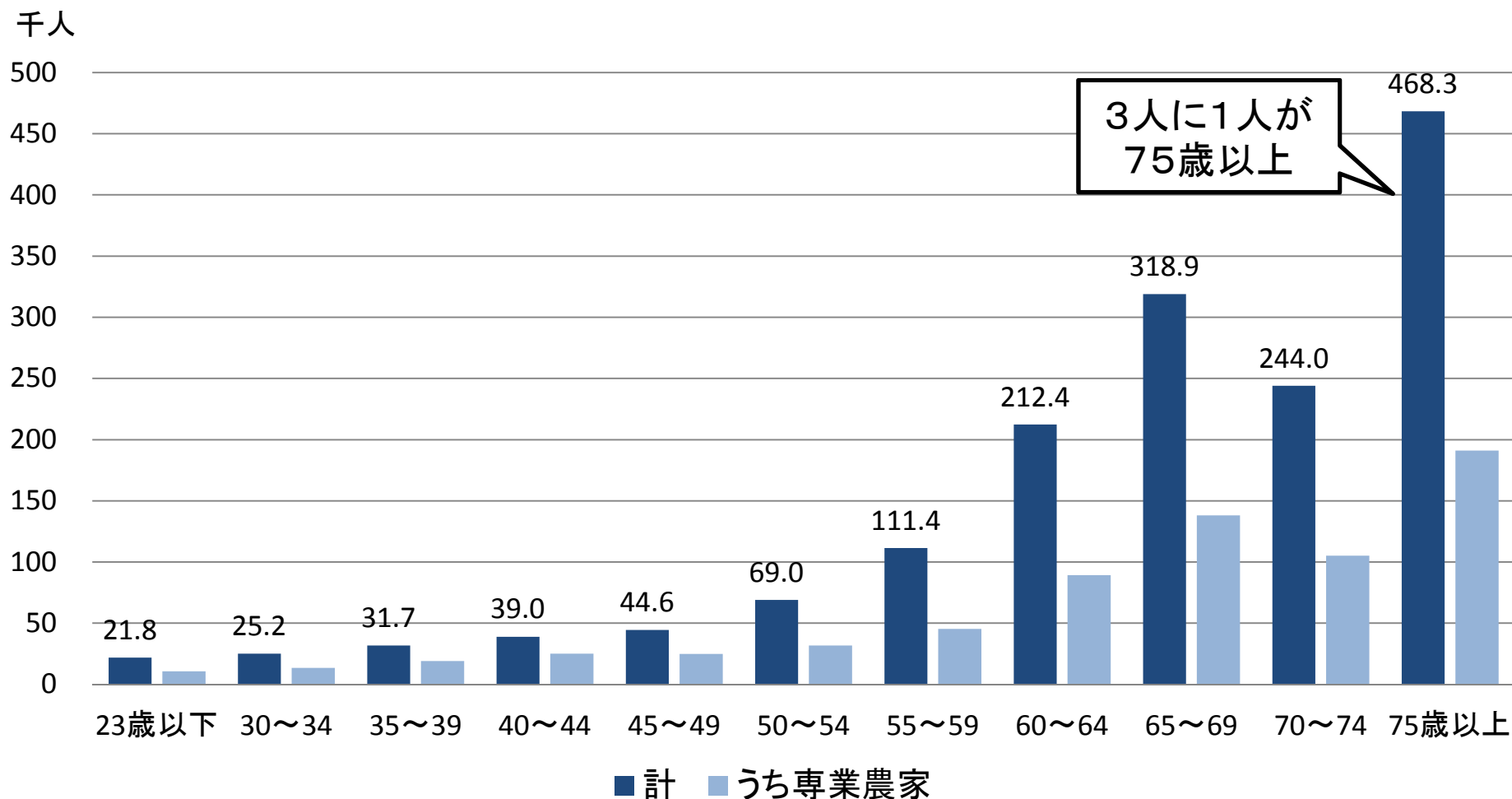
農業就業人口と平均年齢

○平成23年以降、農業就業人口は年間10万人ペースで減少し、ここ6年間で70万人減少。平均年齢も増加傾向。



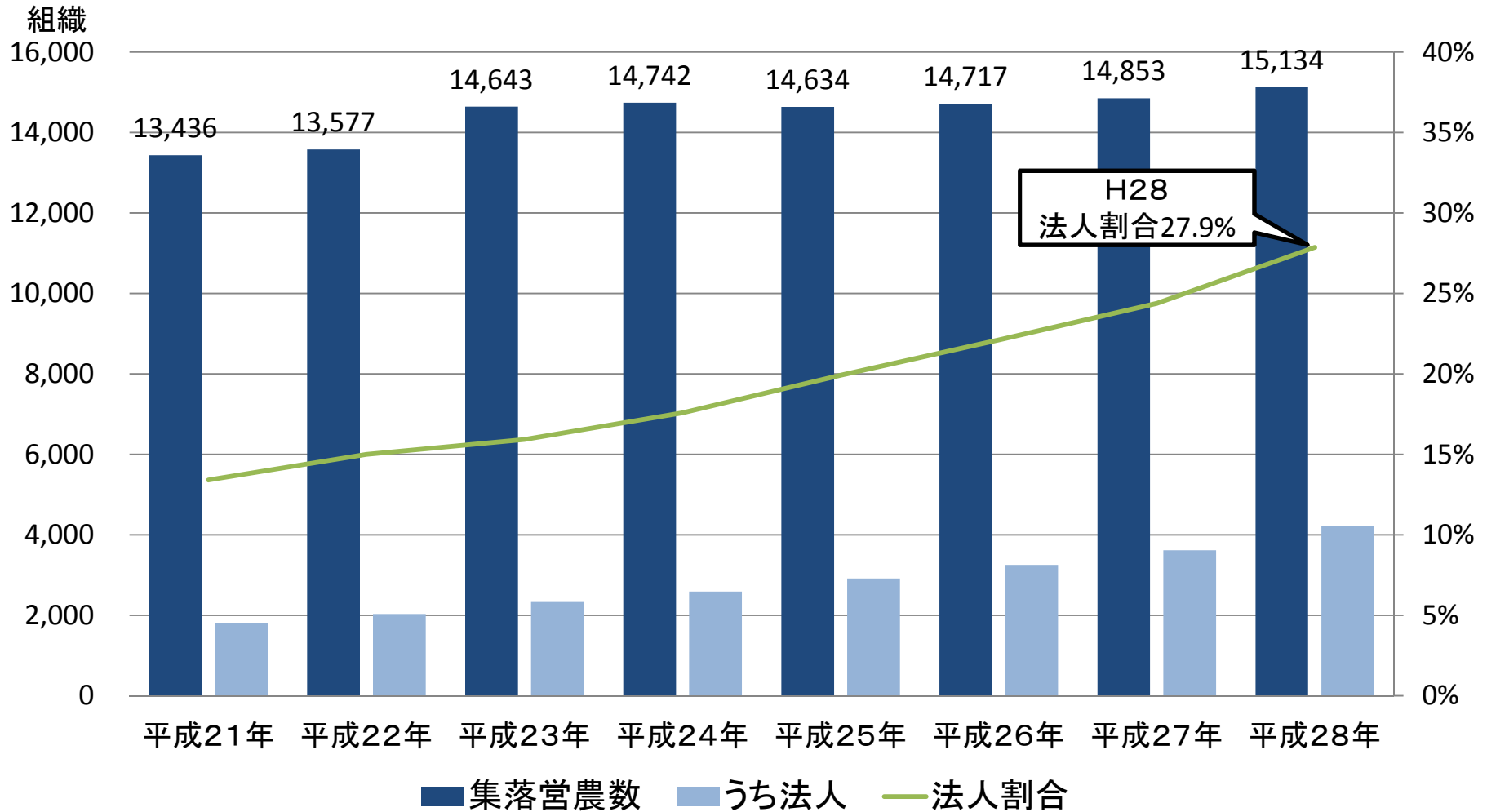
年齢階層別の基幹的農業従事者数(H28)

○平成28年の基幹的農業従事者数は約159万人で、約3人に1人が75歳以上と高齢化。
また、専業農家の割合は、49歳以下は高い一方、65歳以上は低い。



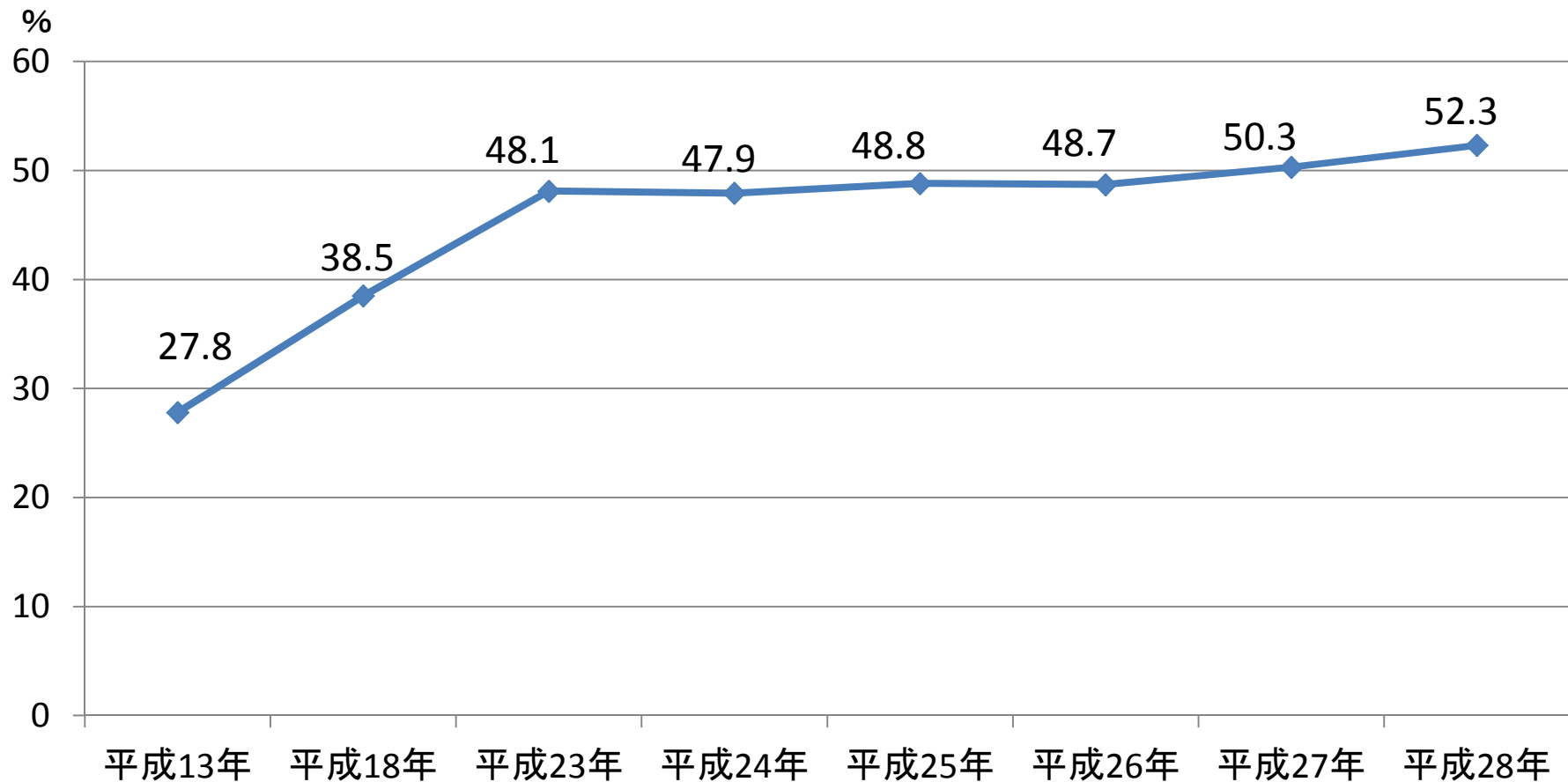
集落営農組織数の推移

○平成21年以降、集落営農組織の数は増加傾向。また、法人が占める割合も14.5%増加。



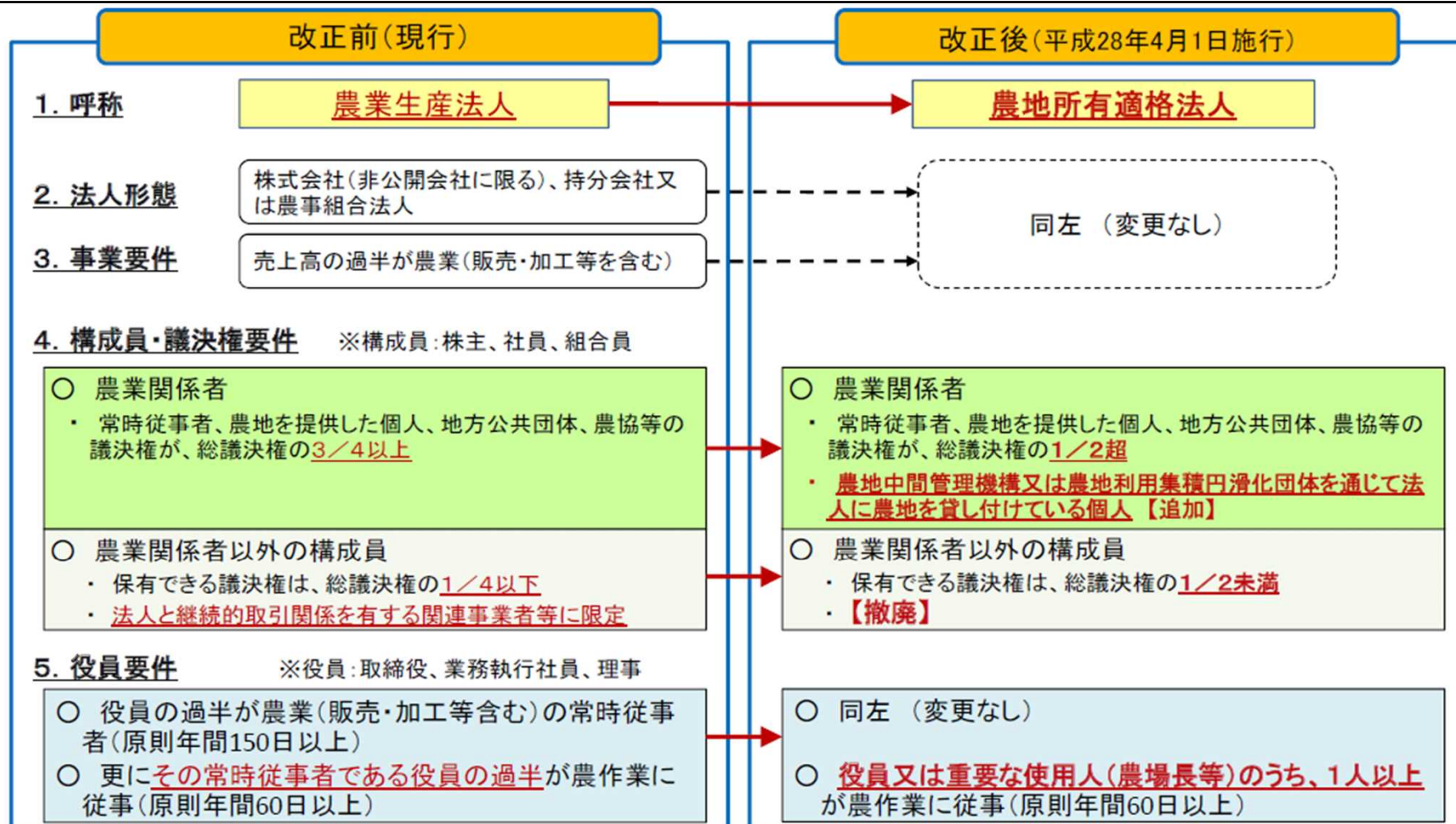
担い手に対する農地の利用集積率

○平成25年6月閣議決定の「日本再興戦略」では、平成35年までに担い手に全農地面積の8割を集積する目標を掲げている。平成28年には52.3%(235万ha)まで増加。



農地を所有できる法人(農業生産法人)の要件等の見直し

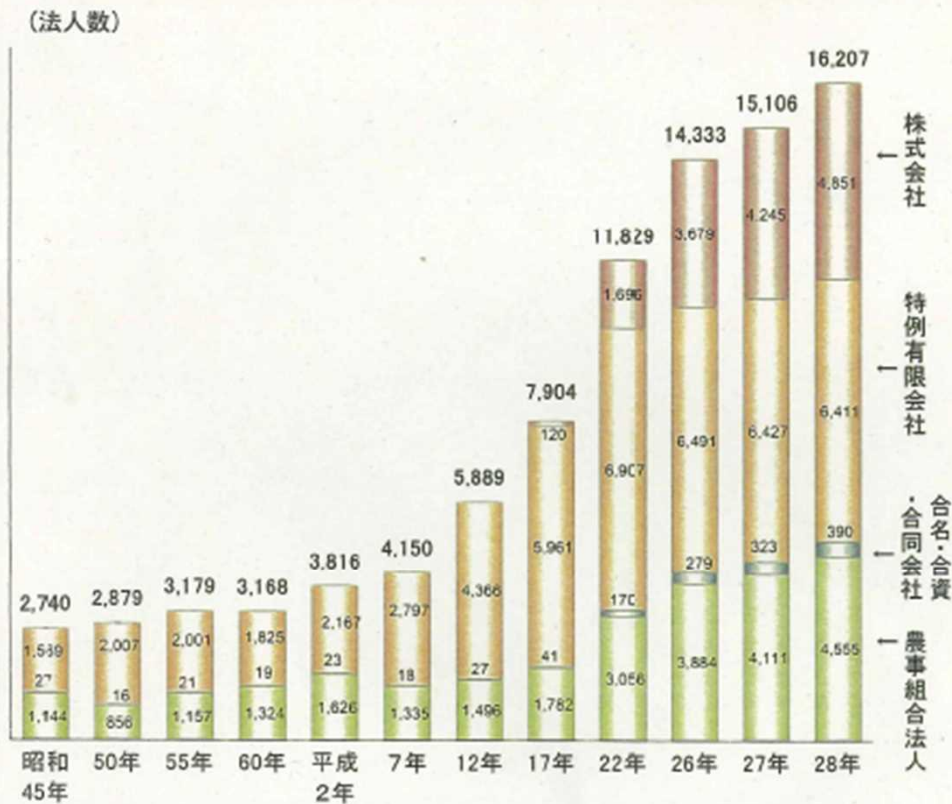
○農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称を変更。



農地所有適格法人の農業参入

○平成28年、農地所有適格法人の数は16,207法人で、総経営面積は38万8,000haとなっている。品目別に見ると米麦作が6,691法人(41%)と最も多くなっている。

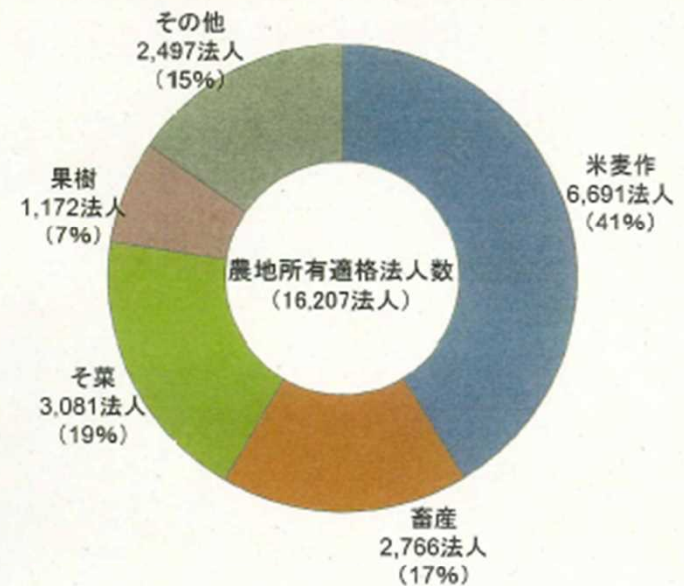
農地所有適格法人数の推移



注:「特例有会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

資料:農林水産省経営局調べ(各年1月1日現在)

営農類型別の農地所有適格法人数



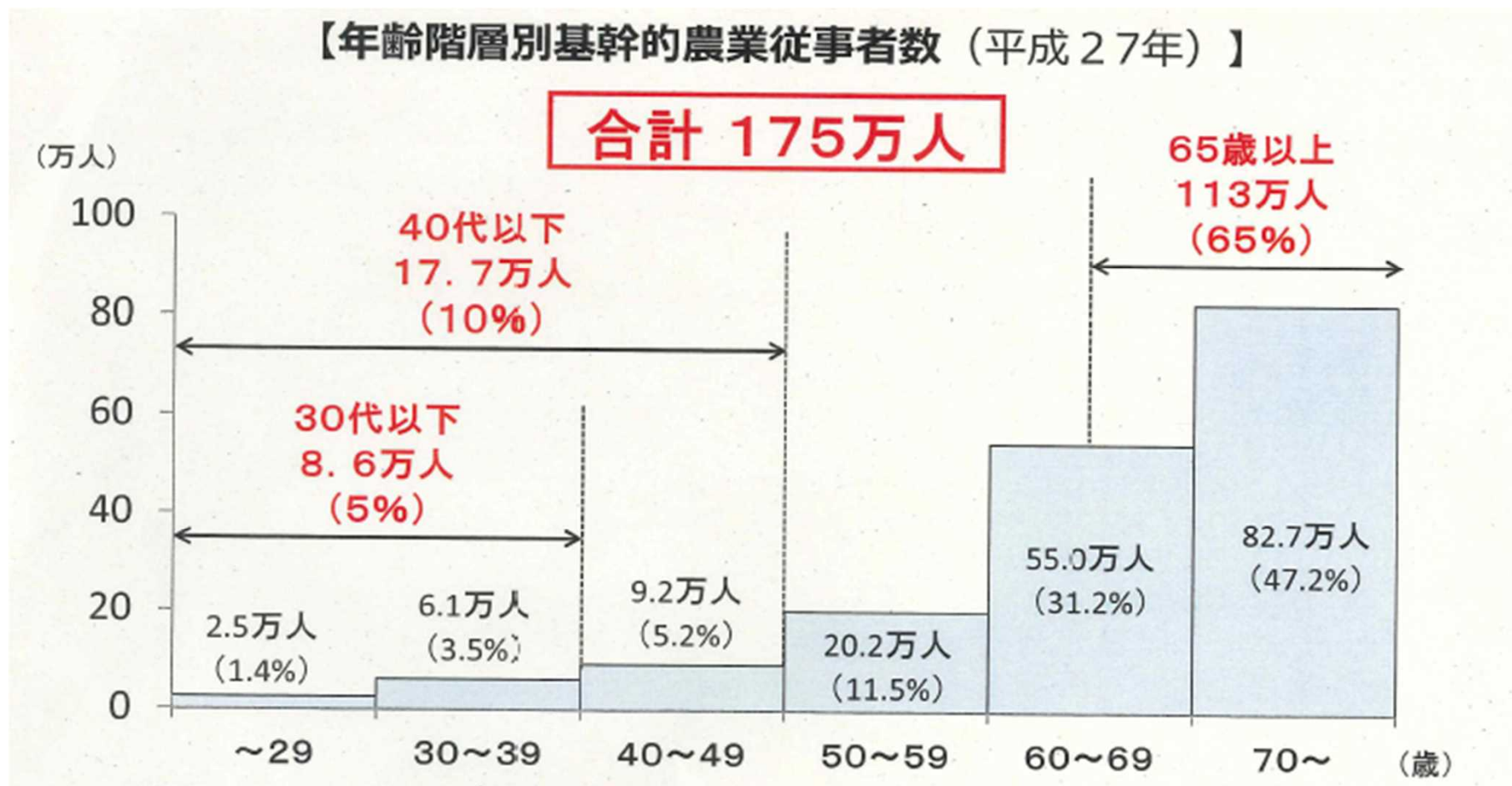
注1:営農類型の区分は、主たる作物(粗収益の50%以上を占める作物)により分類し、いずれも50%に満たない法人は「その他」とした。
注2:各営農類型の割合の合計は四捨五入の関係で100にならない。

農地所有適格法人の総経営面積

38万8,000ha

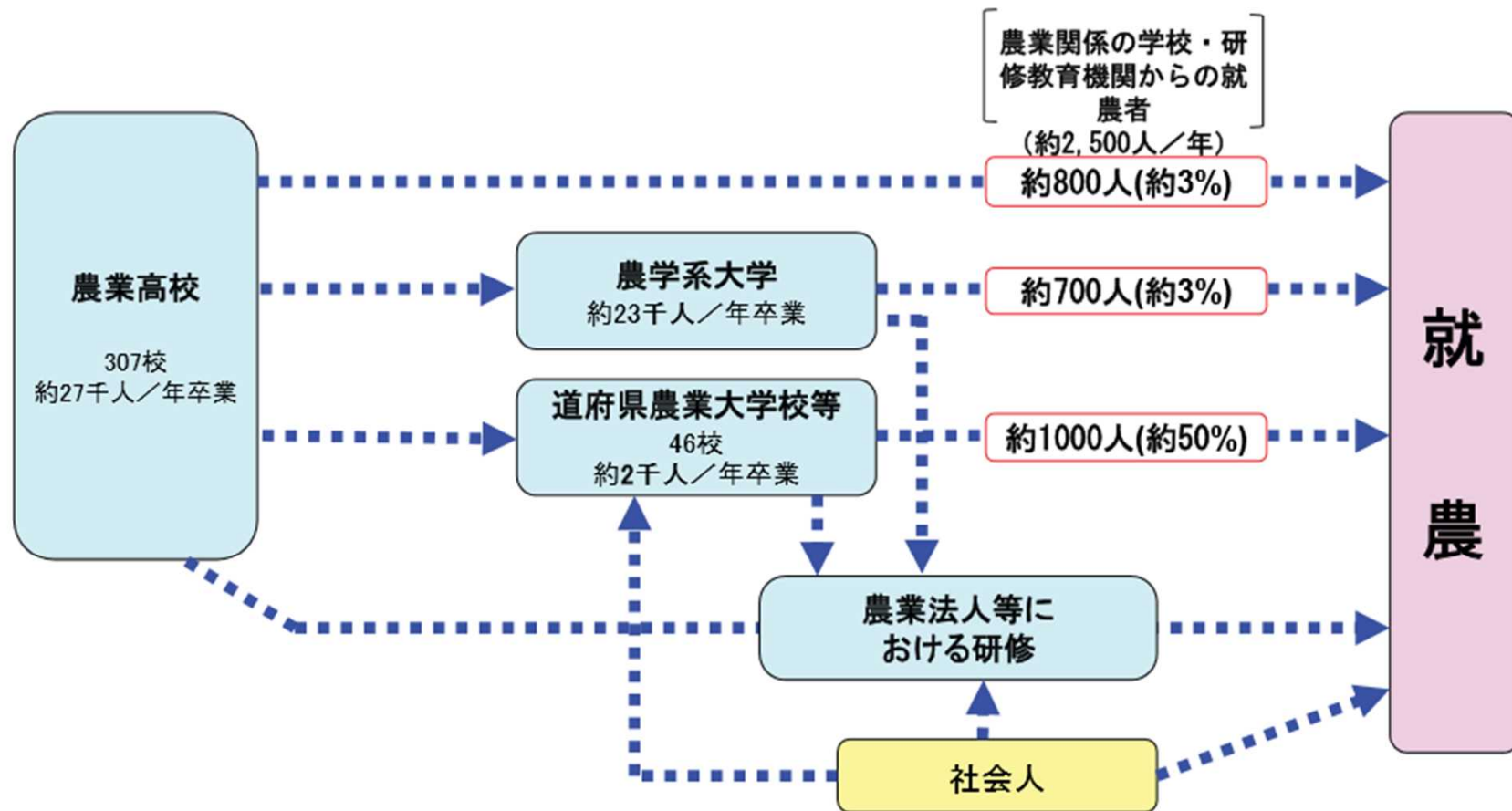
わが国の農業従事者の年齢構成

○わが国の基幹的農業従事者の年齢構成は60歳以上に大きく偏っている。持続可能な力強い農業を実現するためには、若年層の新規就農者の増加が急務。



農業関係の学校等からの就農状況

○農業系の学校から直接就農する割合は、農業高校から3%、道府県農業大学校等から50%、農業系の大学から3%程度(平成24年度)



道府県農業大学校の就農率

○全国42道府県に農業大学校が設置。農業大学校の卒業生は減少しているものの、就農者数は横ばいの傾向。

